

介護福祉士国家試験の平易化のために

——第23回、24回試験の分析

遠藤織枝
三枝令子

要旨

本稿では、介護福祉士国家試験（以下「介護国試」と略記）の第23回（2011年実施）、第24回（2012年実施）の問題文を、日本語非母語話者が受験する場合に、日本語面からどのような問題点があるかを分析した。構文については、受身の使用、主語がないもの、読点が少ないものなど、読解に時間がかかる文章があり、用語については、難解な用語や、日本の社会や文化の背景がないと理解できない用語が多い。外来語については、外国人には理解が困難なカタカナ語が多く使われており、原語と意味が一致しているものについては、人名、病名に限らず原語の併記が望ましい。介護福祉士にふさわしい人を選ぶこの試験の目的を考えるならば、日本語面ではできるだけ平易な試験が望まれる。2012年に至り、厚生労働省は、経済連携協定で来日している候補者に配慮した試験を作成する検討をはじめた。

キーワード：介護福祉士国家試験 日本語の平易化

EPA 介護の日本語

1 はじめに

経済連携協定（EPA）によってフィリピン、インドネシアから介護福祉士候補者（以下、「候補者」と略記）が来日している。候補者たちは、3年間の介護現場での実務経験を経た後、「介護国試」を受験し、合格した場合には、日本での滞在・就労が可能となる。受け入れ開始から4年を経過する中でいくつかの矛盾点も明らかになってきており、今後、候補者の受け入れ体制の変更や改善が望まれている。

2008年に来日したインドネシアからの第1期生は、来日前の日本語研修もなく、来日後、初歩から日本語の学習を始めた。6か月間日本語・日本文化の初歩的な教育を受けたのち、現場での介護研修に入り、2012年1月に第24回の「介護国試」に臨んだ。日本人受験者でも第23回までの合格率は50%程度であり、他の国家試験の中でも合格しにくいとされる試験の一つである。

日本語の初歩から勉学を始めて4年に満たない候補者に、合格しなければ帰国させるというような制度自体への批判はすでにマスコミでも多く取り上げられている。筆者らは、日本語の観点からこの試験問題の分析、検討を継続的に行ってきた。3節で述べるように、今後この試験問題の日本語については大幅な改善が見込まれるが、これまでどのような問題点があったのかをここに報告し、今後、日本の国家試験などが外国人に受験される際に、考慮すべき言語面の一つの資料としたいと考える。

2 第23回、24回試験の日本語の分析

「介護国試」は、年1回1月に実施される。問題はすべて5肢択一で120問からなる。以下に、過去2回の試験を分析した結果、外国人受験者——特に非漢字圏の受験者——にとって難解で、理解に苦しむと思われる日本語の構文や用語について指摘する。例示した問題末の（ ）内は、問

題番号と 23 回, 24 回のいずれの試験であることを示す。また, 問題作成者側にその問題点を理解されやすくするために, 書き換え案の例も示すが, これら書き換え案は日本語から見たもので, 専門的観点からは異論が出ることも予想される。

2-1 文の構造

2-1-1 長い文, 複雑な文

設問の文には, 1 文が長すぎたり, 構文が複雑で, 一読しただけでは文意がとりにくいものがある。

例 1: 一日中ベッド上で過ごし, 排泄^{せつ}, 食事, 着替えにおいて介助を要するが自力で寝返りをうつことができる状態が該当する障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)として, 正しいものを一つ選びなさい。(問題 101-23)

例 1 のように, 1 文が 99 文字もある長文では, 何度も読み返さなくては設問の意図が読み取れない。以下に示した書き換え案のように, 文章を主題ごとに 3~4 文に区切って示すことで, 内容は変えないで読みやすくすることができる。

(書き換え案) A さんは障害高齢者である。A さんは 一日中ベッド上で過ごしているが, 自分で寝返りをうつことはできる。排泄^{せつ}, 食事, 着替えには介助が必要である。A さんの日常生活自立度(寝たきり度)として, 正しいものを一つ選びなさい。

例 2: 左大腿骨頸部骨折^{たい けい}(femoral neck fracture)で入院していた軽度の認知症(dementia)の A さんが, 介護老人保健施設に入所し 2 週間が経過した。(問題 1-24)

例2では、Aさんにかかる連体修句が二重の構造になっている。

左大腿骨頸部骨折（femoral neck fracture）で入院していた → Aさん
軽度の認知症（dementia）の → Aさん

と、Aさんを説明する情報が一度に全部示され、俗にいう頭でっかちな文章になっているため、文意がとりにくくなっている。文章の単位としても、連体修飾節のある文章は構文が複雑になり、短時間で判断を迫られる試験問題の設問の文章としては好ましいものではない。例2は書き換え案のようにAさんを先に出して、「Aさんは～だ」「Aさんは～した」という単純な構文にすることができる。

（書き換え案） Aさんは軽度の認知症（dementia）がある。Aさんは
左大腿骨頸部骨折（femoral neck fracture）で入院していたが退院し
た。そして、2週間前に介護老人保健施設に入所した。

例3：Jさん（80歳、男性）は、嚥下機能が低下し食事摂取量が減少し
た結果、低栄養状態が問題となっている。（問題40-24）

例3は、Jさんが低栄養状態になった原因を先に示してから、現状を述べる順序になっている。しかし、Jさんの現状を理解するには、まず現状を示して、その後でそれに至る原因を説明していく方が理解しやすい。

（書き換え案） Jさんは、低栄養状態が問題となっている。嚥下機能が
低下して、食事の摂取量が減ったからである。

この種の事例問題は、医師国家試験にも多く出されている。それを見ると、以下のような単純な構文のものが多く、連体修飾節の複雑な構文のものは

見あたらない。

医・例1 38歳の男性。失神を主訴に来院した。2日前、自動車運転中に意識を失い、交通事故を起こした。6か月前にも自宅で意識消失発作があった。父と兄とが突然死している。[……]（第103回A問20〔臨床〕）

医・例2 24歳の女性。立ちくらみを主訴に来院した。2年前から臥位から急に起立すると立ちくらみを起こすことがしばしばあった。3か月前から起立時に眼前が暗くなって倒れることが3回あった。（第102A問47〔臨床〕）

2-1-2 受身形の使用

今回分析対象とした「介護国試」では、受身形を含む文が多くみられたが、その中でも、動作の与え手が示されないタイプの受け身が目立っている。以下の例に示すような、主語を出さず、主体をあいまいにする表現としての受け身の用法で、4年未満の日本語学習歴の受験者には理解しにくい用法である。

例4：過疎化は緩和された（問題6-24）

例5：大都市部に限定されている（問題6-24）

例6：教育の分野によって限定されている（問題7-24）

例7：障害されやすい（問題91-24）

2-1-3 主語が示されない文

1題の問題の中に、複数の文が含まれていたり、複数の人物が登場する場合、それぞれの主語が示されず、文意が取りにくい場合がある。（下線は引用者、以下同様）

例 8：介護老人福祉施設に入所している A さん（75 歳，男性）は認知症（dementia）と診断されている。頻尿であり夜間に 2～3 度目を覚まし，施設の廊下をうろうろしていて，朝，部屋へ行くと悪臭があり，ごみ箱の中に排尿していることが続いている。（問題 67-24）

（書き換え案） A さん（75 歳，男性）は認知症（dementia）と診断されていて，介護老人福祉施設に入所している。頻尿であり夜間に 2～3 度目を覚まし，施設の廊下をうろうろすることがある。職員が朝，部屋へ行くと悪臭があり，ごみ箱の中に排尿していることが続いている。

2-1-4 文章語的な助詞・助詞相当句の使用。また，助詞の不使用。

助詞が使われなかったり，古語的な助詞が使用されたりして，固い文体の文章になっているものがある。それらは，日常生活で使われる平易な助詞の使用に置き換えることが望ましい。（下線が該当箇所，→ で書き換え例を，書き換え案の該当箇所を二重下線で示す。以下同様）

例 9：長男ができるだけ介護するよう，訪問介護の時間を段階的に減らしていく。（問題 14-24）

→ 長男ができるだけ介護するように，訪問介護の時間を段階的に減らしていく。

例 10：長期臥床により生じやすい症状・疾患として [……]（問題 103-24）

→ 長期臥床によって生じやすい症状・疾患として [……]

例 11：右手の親指のみ，少し動かすことができる状態である（総合 3-24）

→ 右手の親指だけ，少し動かすことができる状態である

例 12：～しかし 4 週間たった頃より，物忘れが急速に強くなり，（問

題 81-24)

→ ～しかし4週間たった頃から，物忘れが急速に強くなり，

2-1-5 多義的な表現

今回分析対象とした「介護国試」で使われた助詞相当句の中には、「～のため」「～により」など，多義的な用法を持つものがある。「～のため」は目的を表すことも，原因・理由を表すこともできる。また，「～により」は手段を表すことも，原因・理由を表すこともできる。このように複数の意味を持つ語句は，単純明解な言い方に換えるのが望ましい。

例 13：メンタルヘルスは個人的な問題のため，職場での心の健康づくり体制を整備する必要はない。（問題 32-24）

→ メンタルヘルスは個人的な問題だから，職場での心の健康づくり体制を整備する必要はない。

例 14：Fさんは右片麻痺があり，家族の介助により食事をしている。（問題 20-24）

→ Fさんは右片麻痺があり，家族の介助を受けて（または，家族に介助してもらって）食事をしている。

例 15：長期臥床により生じやすい症状・疾患として [……]（問題 103-24）

→ 長期臥床が原因で生じやすい症状・疾患として [……]

2-1-6 読点

問題文の中には，長文でも読点を使わず，一気に読ませようとするものがある。また他の文字列と区切りがつきにくいものがある。

例 16：利用者のニーズより現状の介護サービスに適合させることを尊重する。（問題 42-3-24）

→ 利用者のニーズより、現状の介護サービスに適合させることを尊重する。

例 17：介護者の意向より利用者の意向を尊重する。（問題 42-5-24）

→ 介護者の意向より、利用者の意向を尊重する。

例 18：割ったとき卵黄の盛り上がりより球に近くなる。（問題 51-1-23）

→ 割ったとき、卵黄の盛り上がりがより球に近くなる。

2-2 語彙

「介護国試」の設問や選択肢の文章の中には、3、4 年程度の日本語学習歴の受験者には理解が難しい用語が使われている。それらの多くは、非漢字圏の受験者にもっとも抵抗が大きい漢字の熟語である。

2-2-1 理解が難しい熟語

介護の専門の知識・技術を記述するときに、多くの難解な漢字語が使われる。これらの中には専門用語として、受験者にとって必須のものも多く含まれていると思われる。専門の用語には、医学用語・看護用語などとして古くから使われてきたものも多く、それらは常用漢字表の枠を超えた難解な漢字によって表記されるものも多い。そうした専門用語についてはここでは触れないが、一般の事象や事例を記述する際に使われている漢字熟語については、外国人候補者にとって負担が少ないことが望まれる。第 23 回、第 24 回の「介護国試」で使われた用語を外国人候補者の日本語能力との関連でみてみる。

第 23 回の問題から「差異・持続・収縮」など 100 語、第 24 回の問題から「変容・当面・最期」など 179 語をそれぞれ難解と思われる用語として抜き出した⁽¹⁾。これを旧日本語能力試験の出題基準から 1 級 2 級レベルとされる語彙と対照させて、その難しさのレベルを計ってみた。

第 23 回試験に使用された熟語中、日本語非母語話者にとって難解と思

われるもの 100 語と、第 24 回試験に使用された、難解と思われる熟語 179 語のレベル別内訳は表 1 のようであった。

率にして最も多い「級外」というのは、日本語能力試験の 4 級から 1 級のレベル以外のレベルということで、1 級までの学習目標を超えた、より高いレベルということになる。次に多

表 1 レベル別の使用語彙の比率

	第 23 回	100 語	第 24 回	179 語
	語数	%	語数	%
級外	57	57	77	43
1 級	24	24	53	30
2 級	17	17	46	26
その他	2	2	3	2

いのが 1 級レベルの語彙である。1 級レベルの日本語能力があれば、日本の大学に入学できて日本人学生と同じクラスで受講できるとされる。1 級以上に相当する語彙が多いということは、「介護国試」に使われる用語が、一般の留学生が日本の大学で求められている語彙よりはるかに難解なものに占められていることを示している。

2-2-2 長い漢字語

「介護国試」の日本語の中には、漢字を 10 字以上も連ねた長い語が多数含まれている。表 2 に第 23 回、第 24 回の試験で使われた 1 語 9 文字以上の長い漢字語の例を示す。

こうした長い漢字語の中で法律名や病名など固有名詞は、長い語だからと言って、簡単に短くすることは容易ではないかもしれない。しかし、一見して固定した語にみえる語であっても、たとえば、「重度障害者用意思伝達装置」などは、「重度の障害者用の意思伝達装置」のように語を分けられるのではないだろうか。これら長い漢字語を言い換えるのは、他への波及など、多くの困難点も予想されるため、実現の可能性は低いかもしれない。その代わりに、今後法律名・制度名など新しく作成される場合に配慮されるよう希望しておきたい。漢語を次々に並べていく従来の造語法によるのではなく、できるだけ平易なわかりやすい用語を目指してほしい。こ

表2 多用される長い漢字語

文字数	第 23 回	第 24 回
13		難病患者等居宅生活支援事業
12	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護
	重度障害者用意思伝達装置	
11	高齢者円滑入居賃貸住宅	日常生活用具給付等事業
	指定都市社会福祉協議会	小規模多機能型居宅介護
	小規模多機能型居宅介護	特定施設入居者生活介護
	都道府県社会福祉協議会	
	認知症老人徘徊感知機器	
10	市町村社会福祉協議会	重度障害者等包括支援
	社会福祉行政業務報告	認知症対応型通所介護
	日常生活自立支援事業	
9	居宅介護支援事業者	介護療養型医療施設
	高齢者専用賃貸住宅	労働者災害補償保険
	在宅療養支援診療所	主任介護支援専門員
	主任介護支援専門員	後期高齢者医療制度
	地域密着型通所介護	筋萎縮性側索硬化症
	夜間対応型訪問介護	地域自立支援協議会

れは、外国人受験者にとって必要なことだけではなく、むしろ、日本人全体にとっても、法律や制度を身近なものとしてとらえるために重要なことである。

2-2-3 複合語の分解

実際に使われている漢字語は3語、4語にもおよぶ熟語の組み合わせで長くなっているものが多い。しかも、その造語法も一様ではない。たとえば、

意思 + 伝達 + 装置 = 意思伝達装置

国民 + 生活 + 基礎 + 調査 = 国民生活基礎調査

在宅 + 療養 + 支援 + 診療所 = 在宅療養支援診療所

など、その語の構成の仕方もさまざまで、語の意味するところを読み取るのには、語構成についての知識も求められる。

来日するまで漢字との接触がほとんどなかったような非漢字圏の候補者にとっては、表意文字である漢字の各文字の意味を知ることだけでも大きな負担である。しかも、実際に使われるのは、それらの漢字が数文字結合した多くの熟語で、それらの漢字語は熟語になることで、その意味が拡大増幅し変化している。さらに、それらの熟語がまた、いくつも結合されて、長い漢字語が造成される。受験する候補者たちは、こうした漢字の群れに立ち向かわなければならない。これら試験に出る漢字語を理解するには3、4年間の日本語学習ではとうていおぼつかない。こうした受験者の実態を考慮するなら、漢字語はできるだけ単純な語や熟語であること、また、それらの熟語がいくつも結合されたものでないことが望ましい。問題作成の際に、すでに一般に使われている長い漢字語が必要とされる場合には、それらの語を分解して、わかりやすくするようにしてほしい。その平易化の方策としては以下のようなものが考えられる。

① 形容動詞の活用語尾「な」を挿入する

大規模入所施設（問題 88-1-24）→ 大規模な入所施設

② 「的」のつく形容動詞語幹 + 名詞の複合語（本来活用語尾「な」があったものが漢語 1 語化して脱落した）に「な」を挿入する。

社会的不利（問題 22-5-24）→ 社会的な不利

職業的機能（問題 23-2-24）→ 職業的な機能

聴覚的理解（問題 91-5-24）→ 聴覚的な理解

基本的動作能力（問題 18-3-23）→ 基本的な動作能力

①②とも、出題された漢字語は、本来存在した、形容動詞の活用語尾「な」が脱落して、1語になったものである。平易にするには「な」を入れて、元の2語に戻すだけのことである。

③ 「の」の挿入（／以下はさらにわかりやすくした案）

金銭管理（問題 1-24）→ 金銭の管理

就労支援（問題 12-4-24）→ 就労の支援／職業につくための支援

同一部位（問題 27-4-24）→ 同一の部位／（体の）同じ場所

意思伝達（問題 89-24）→ 意思の伝達／意思を伝えること

単独行動（問題 43-23）→ 単独の行動／ひとりで行動すること

再発予防（問題 59-23）→ 再発の予防／再発を予防すること

意思決定（問題 73-23）→ 意思の決定／意思を決めること

段差解消（問題 94-23）→ 段差の解消／段差をなくすこと

③も、本来は「金銭・の・管理」、「段差・の・解消」の3語であったものの「の」が脱落して、「金銭管理」「段差解消」とそれぞれ1語になったものであるから、「の」を戻して、元の3語にするだけのことである。

④ 省略された語をもとにもどす

知的障害児・者（問題 94-5-24）→ 知的障害児・知的障害者

この種の用法は、接尾辞だけが異なり「知的障害」の部分は共通するので、特に字数に制限のある新聞などで多く使われる。しかし、外国人も受験する試験の用語としては、字数の制限より、わかりやすさを重視してほしい。

⑤ 他の語を補って分解する

施設入所（問題 21-23）→ 施設への入所
入院治療（問題 34-23）→ 入院して治療を受ける
強制適用（問題 8-23）→ 強制的に適用される
体温調節機能（問題 45-24）→ 体温を調節する機能
問題行動（問題 111-24）→ 問題のある行動

いずれも、本来別の語であった複数の熟語が結合して 1 語になったものであるから、結合する前の姿にもどせばいい。

2-2-4 難解な語や言い回しを用いた文や語句

「介護国試」の中には、外国人受験者たちが日常生活で接することのない用語が多数使われている。それらの中には、平易な用語で言い換えることができるものも多い。

例 19：日常生活の不活発による食欲低下から食事摂取量が少なかった。
（問題 1-24）

→ 日常生活であまり動かないので食欲がなくなり、食事をとる量が少なかった。

例 20：経済的な協働がない（問題 5-24）

→ 収入を得るために力を合わせて働くことがない。

例 21：サービス供給主体の社会福祉法人への一元化（問題 8-24）

→ サービスを提供する組織を、社会福祉法人としてひとつにまとめる。

例 22：段階的に減らしていく（問題 14-24）

→ 少しずつ減らしていく

例 23：疾病罹患時に定型的な症状が出現する（問題 71-24）

→ 病気になったときにある決まった症状が出る

例 24：近隣の住民からの要請で（問題 86-24）

→ 近所の人たちに頼まれて

例 25：症状が N さんに出現した（総合 4-24）

→ N さんに症状が現れた

例 26：不慮の事故（問題 56-23）

→ 思いがけない事故

例 27：居住に要した費用（問題 12-23）

→ 住むのに使った費用

2-2-5 外国人にわかりにくい用語

日本語母語話者にとっては、日常生活の中で見聞きすることが多く、常識的であるような語句も、滞在期間の短い外国人受験者にとっては、縁のない用語であることが多い。それらは、主として日本人の生活習慣・感じ方などと関係のある用語で、長期にわたって日本に滞在し、日本社会や文化に習熟して初めて理解できるものである。また、これらの語の中には介護の業務に直接関係しないものも多く含まれている。以下に第 24 回の試験に用いられた、この種の語句を示す。

場を設ける（問題 1）

名義（問題 1）

さりげない会話（問題 4）

限界集落（問題 6）

職住一体型（問題 6）

待機児童問題（問題 6）

立入調査（問題 14）

いかなる場合も（問題 18, 29）

匿名化（問題 29）

思いこみ（問題 33）

ありのまま（問題 34）

ふりをする（問題 39）
おいたち（問題 39）
なじみ（問題 41, 77）
身寄りのない（問題 43）
真夏日（問題 45）
砂利道（問題 48）
舗装道路（問題 48）
気兼ねなく（問題 55）
素手（問題 56）
位牌や仏壇（問題 84）
おおむね（問題 94）
卑屈（問題 108）
悟り（問題 108）
ぼつりと（言う）（総合 2）
下見（問題 117）
公営住宅（総合 4）

2-4 外来語

日本語非母語話者にとって日本語の中の外来語は、日本式に発音したものが表記されるため、きわめて理解しにくいとされる。radio は日本語では「ラジオ」と表記するが、ほとんどの外国人はそうのように発音しない。カタカナを読んでも、受験者の知っていることばと一致させることができない。たとえば、ニトログリセリン nitroglycerin の nitro は英語話者は naitrou のように発音するので「ニトログリセリン」と表記されたものと nitroglycerin とが一致しない。さらに日本で作られた和製英語も多い。誤解を生じないように、外来語には原語を併記することが望ましい。

また、日本語のナトリウムはドイツ語、カリウムはオランダ語に由来した外来語で、英語を中心とする教育を受けた人にとっては一般的ではない。

英語ではそれぞれソディウム sodium, ポタシウム potassium と呼ばれていて、ナトリウム、カリウムとは呼ばれていない。そのため、この種の物質名を出題する際には「Na」, 「K」などの一般に通用する化学記号の併記が望まれる。

以下に第 23 回と第 24 回の試験で使われた外来語の中で、原語の併記が望ましいものの例を示す。

原語併記が望まれる外来語例

アドボカシー, カンファレンス, ケアマネジメント, ソーシャルインクルージョン, チームアプローチ, ナショナルミニマム, モニタリング, パブリックコメント, ノーマライゼーション, ユニバーサルデザイン, ワーク・ライフ・バランス, ワーク・シェアリング, ソーシャルアクション, ムニエル, ヘリコバクター・ピロリ

2-5 ルビ

第 24 回の「介護国試」では、いくつかの語にルビが振られた。非漢字圏の受験者にとっては、きわめてありがたい措置であったが、そのルビの使い方が不徹底で、ある種の混乱が見られた。常用漢字表（2010 年改定前のもの）の表外字にルビが振られたが、表外字と表内字からなる熟語の場合、以下の 2-5-1①b, c のように表内字にもルビが振られる場合と、2-5-1②のように表内字には振られない場合がある。同一熟語であるから、表内字であっても表外字と同じ扱いでルビが振られるべきであるが、表外字にのみルビが振られることが多い。このことは一語としての理解を妨げることになりかねない。また、2-5-2 のように同じ語でもルビが振られている語と振られていない語がある。

2-5-1 ルビの振られ方

① 語単位に振る

- a 表外字 + 表外字 ^{はいかい}徘徊・^{そしゃく}咀嚼 など
- b 表外字 + 表内字 ^{ほそう}舗装・^{おうと}嘔吐・^{えんげ}嚙下 など
- c 表内字 + 表外字 ^{みらい}味蓐・^{いはい}位牌 など

② 語の一部の表外字にのみ振る

^{けん}石巖・^{こう}菌垢・^{せつ}排泄・^だ唾液・^は間欠性跛行・^{たい}左大腿骨・^{けい}頸部骨折 など

③ 表外字でもルビがない

腫脹の「脹」、鼻腔の「腔」

2-5-2 同一語でルビの振られる語と振られない語がある

① ルビのある語

^{こうくう}口腔ケア (問題 47), ^{こうくう}口腔 (問題 67, 100), ^{えんげ}嚙下機能 (問題 40, 51, 100), ^{こう}頃 (総合 1), ^{こう}九進 (問題 100), ^{つえ}杖歩行 (問題 41), T 字杖 (問題 89), ^{せつ}排泄 (問題 38, 55, 67), ^{まひ}右片麻痺 (問題 20, 41, 87), 不全麻痺 (総合 2)

② ルビのない語

口腔内 (問題 60), 口腔期 (問題 105), 嚙下 (問題 105), 頃 (総合 2), 心機能亢進 (問題 103), T 字杖 (問題 49), 杖歩行 (問題 50) 排泄パターン (問題 57), 右片麻痺 (問題 50), 片麻痺・麻痺側 (問題 54)

このような混乱を見るとき、ルビの使用には、慎重な処置がとられることが望まれる。非漢字系の受験者にとっては、むしろ、総ルビになることが好ましく、総ルビになれば、以上のような混乱はなくなる。

3 試験問題改善への流れ

日本語教育学会では、EPA による外国人看護師介護福祉士候補者の受け入れに伴う日本語教育についての調査研究と候補者や受け入れ施設に対

する支援などの活動を行うため、2009年に「看護と介護の日本語教育ワーキンググループ」（以下「WG」と略記）を立ち上げた。筆者らは、そのメンバーとして、これまでに実施された「介護国試」の検討を始め、その結果を公表、発表するとともに、厚労省へ改善の申し入れを行ってきた。当初、厚労省はWGからの試験問題の平易化の申し入れに対して消極的であったが、2012年にいたり、大きく改善に向けて動き出した。3月23日に、「経済連携協定（EPA）介護福祉士候補者に配慮した国家試験のあり方に関する検討会」第1回会合が開かれた。当検討会の名称に「介護福祉士候補者に配慮した」と明記されていることに、厚労省の取り組みの姿勢がうかがわれた。この日の会合で、担当の厚労省福祉人材確保対策室室長から「看護師の国家試験に外国語・母語試験は否定的な意見が多かったのにかんがみて大臣が、来年度は特例として看護師国家試験の時間延長と総ルビを実施するよう指示した」と、報告があった。時間延長と総ルビは、WGが2010年4月に厚労省に申し入れをして以来、折あるごとに主張してきたことであった。看護師国家試験での実施が「介護国試」にも援用されることは明らかなので、一つの関門が開かれた瞬間であった。

当検討会は、3月から6月にかけて5回開かれ、その第2回会合の公聴会では、我々WGに、日本語学的見地からの、国家試験問題の日本語に関する改善策の報告を求められた。そこで、これまで行ってきた「介護国試」の日本語の調査分析の知見に基づいて、「第24回介護福祉士国家試験の日本語の改善点」（以下「改善点」と略記）を報告した⁽²⁾。その内容は以下の5項目からなっている。

1. 設問の形式について
2. 文章について
3. 用語について
4. 外来語について
5. ルビの振り方について

1. はこれまでの「介護国試」の設問の指示形式が多様すぎることで、否定的な指示があるのは好ましくないことを指摘した。すなわち、5肢の中から選択するのが「正しいもの・適切なもの・最も適切なもの・誤っているもの・適切でないもの・優先度の低いもの」など指示内容が異なることで、また、「誤っているもの・適切でないもの」などの否定的なものを選択させることは、いずれも候補者たちにとって負担が大きいと考えられるからである。2.～5. については、2節に述べたと同じ趣旨で、日本語の構文・語彙・表現・ルビに関する問題点を具体例に基づいて指摘した。

6月5日付けで当検討会のまとめの報告が出された⁽³⁾が、その中の「3. 国家試験におけるわかりやすい日本語への改善について」の1)の項目は以下ようになっており、項目の立て方はもとより、内容的にも「改善点」とほぼ一致している。我々WGの提案がほぼ全面的に採用されたのである。

1) 試験問題の日本語の改善について

- (1) 設問の指示形式を肯定表現に統一
 - (2) 文章の改善
 - (3) 用語の改善
 - (4) 英語に原語を持つカタカナの英語併記
 - (5) 化学物質名に化学記号の併記
- (以下省略)

それに加えて、「介護福祉士の国家試験問題の作成過程において、守秘義務を担保した上で、試験問題の日本語表記について助言する日本語の専門家を試験実施機関に配置することが必要である」とも記されることになった。日本語・日本語教育という一つの学問分野が、他の分野の国家試験において、その日本語面において助言の役割を果たし得るものと認められたことは、画期的なことと言えよう。もとより、介護の専門分野の用語の特

殊性などと、平易な日本語との間で、どこまで日本語専門家の主張が通るか、過大な期待はできないが、少なくとも従来よりは、試験問題の日本語が読みやすくなるだろうことは予想される。このことは、外国人受験者にとってだけでなく、日本人受験者にとっても望まれるところである。

今後、世界のグローバル化が進めば、来日する外国人も増加し、多様化することが予見される。その中には、国家試験による資格習得を目指す外国人も含まれよう。国家試験に使われる日本語は、EPA 候補者に限らず、さまざまな目的の受験者にとって、誤解を生じないわかりやすいものであるべきだと考えるものである。

注

- (1) 2010 年の国家試験分析においては、神村初美（首都大学東京）、中野玲子（すみだ日本語教育支援の会）の両氏、2011 年の分析においては中野玲子氏の協力を得た。
- (2) 第 2 回経済連携協定（EPA）介護福祉士候補者に配慮した国家試験のあり方に関する検討会資料 4-1（2012. 4. 17）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000028hxr-att/2r98520000028i82.pdf>
- (3) 経済連携協定（EPA）介護福祉士候補者に配慮した国家試験のあり方に関する検討会報告（2012. 6. 5）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002caut-att/2r9852000002caz1.pdf>